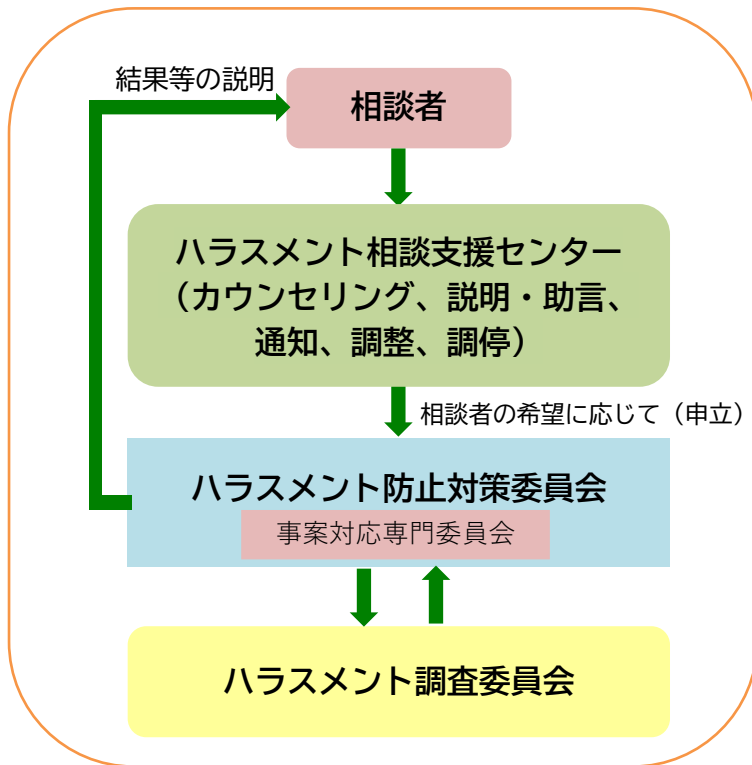


## 琉球大学におけるハラスメント相談について



### 【ハラスメント相談支援センターでは…】

- 相談者のプライバシーは守られます。
- 琉球大学では、ハラスメントに関する相談をしたことを理由に、不利益な取り扱いをすることを禁止しています。このような場合（心配がある場合も）もご相談ください。
- ハラスメントに関する問題への助言、対応の手続について説明します。
- ご希望があれば、ハラスメントについての様々な情報（資料、書籍等）も提供します。
- 相談内容を、学内の人間関係として妥当かという観点からのみならず、人権侵害か否かという法的観点からも検討します。
- 相談員には、専門の知識を有する公認心理師・臨床心理士および、様々な専門の学内相談員もいます。

### ○ハラスメント相談支援センターの業務

項目	内容	条文
相談	ハラスメント等に関すると思われる相談に応じる	防止対策に関する規則第20条第1項第1号
説明 助言	本学におけるハラスメント対応の手続について説明する。必要に応じ、カウンセリングを実施、被害防止又は被害拡大防止のための法律上・事実上の助言を行う。	防止対策に関する規則第20条第1項第2号
通知	相手方又は部局等の長に対し、ハラスメントの疑いがある（この時点ではハラスメントの認定がなされていないため）相談があった旨を通知する。この際、相談者の希望に応じ、相談者を匿名にする、相談内容を一般化する（個人が特定できないようにして）等の方法をとることもある。 例：女性の院生に対して、差別的発言があったので「その旨を教員に周知して欲しい」という内容の通知を出す。	防止対策に関する規則第20条第1項第3号①
調整	部局等の長に対し、調整を依頼し、その調整に関与する。 例：所属研究室を変えるための調整を行う。	防止対策に関する規則第20条第1項第3号②
調停	ハラスメントとは決めずに、相手方との調停を行う。 例：センター職員が仲介して、両当事者の話し合いを行う。	防止対策に関する規則第20条第1項第3号③
防止対策委員会への引継ぎ	相談内容について、ハラスメント防止対策委員会に適切な措置（相手方に対する懲戒処分等）を求める場合には、防止対策委員会宛ての申立書作成の援助を行う。	防止対策に関する規則第20条第1項第4号

### ○ハラスメント防止対策委員会（事案対応専門委員会任務を含む）の業務

項目	内 容	条 文
調査委員会設置等	ハラスメント調査委員会の設置の要否について審議し、必要があると認められた時に学長に対し調査委員会の設置を要請する。	防止対策に関する規則第11条第1項第4号
	ハラスメント調査委員会の報告に基づき、ハラスメントに該当する行為の有無や、適切な措置等について審議し、結果を学長に答申又は報告する。	防止対策に関する規則第11条第1項第5号
勧告内容実施の監督	学長がハラスメントの防止及び排除等に関して、相手方や部局等の長に対し改善措置を実施するように勧告した場合、その実施状況を監督する。	防止対策に関する規則第11条第1項第6号
緊急時の対応	緊急の必要があると認められた時に、申立人の同意を得て相手方に対しハラスメントを中止するよう指示する等の措置を講じたうえで、必要に応じ、学長や部局等の長等に対し、適切な救済措置を取るよう要請する。	防止対策に関する規則第11条第1項第7号
二次被害関係	ハラスメントに対する相談・苦情の申立て、調査への協力等、ハラスメントに関し、正当な対応をしたことを理由として不利益取扱があったとの情報を得た場合に、真偽を確かめ、注意を与えるなどの措置を講じた上で、必要に応じ、学長や部局等の長に対し、適切な救済措置を取るよう要請する。	防止対策に関する規則第11条第1項第8号
説 明	決定事項について、必要に応じ、当事者に対しその内容を通知し、決定に至った理由の要旨を説明する。調査委員会の調査の結果と概要等についても同様に説明する。	防止対策に関する規則第11条第1項第9号

### ○ハラスメント調査委員会（個別事案ごと）の業務

項目	内 容	条 文
調 査	(1)当事者および関係者から事情聴取・資料収集などし、申立てに係る事実関係を調査し、その結果を、学長および防止対策委員会に対し、調査報告書として書面で報告する。(2)報告する場合に、相手方に対して懲戒処分を行うことの適否に関する意見並びに学長・部局の長に対する改善措置の実施勧告を行うことの要否及びその内容に関する意見を述べる。(3)結果を踏まえて、ハラスメントの防止及び排除に役立つ事項について意見を述べる。	防止対策に関する規則第16条第1項
	必要性があると認められた時は、申立人の意思に反しない限りにおいて、申立事項以外のハラスメントに関わる事項の調査を行うことができる。	防止対策に関する規則第16条第2項
	調査報告提出後も、学長の依頼がある場合には、補充調査を行い、報告する。	防止対策に関する規則第16条第3項

○琉球大学ハラスメント相談支援センター

文系総合研究棟 608

TEL 098-895-8732 (内線 2982)

Email : [harassment@acs.u-ryukyu.ac.jp](mailto:harassment@acs.u-ryukyu.ac.jp)

HP : <https://hcsc.jim.u-ryukyu.ac.jp/>

開室時間：月～金（休日除く）9時～17時

